

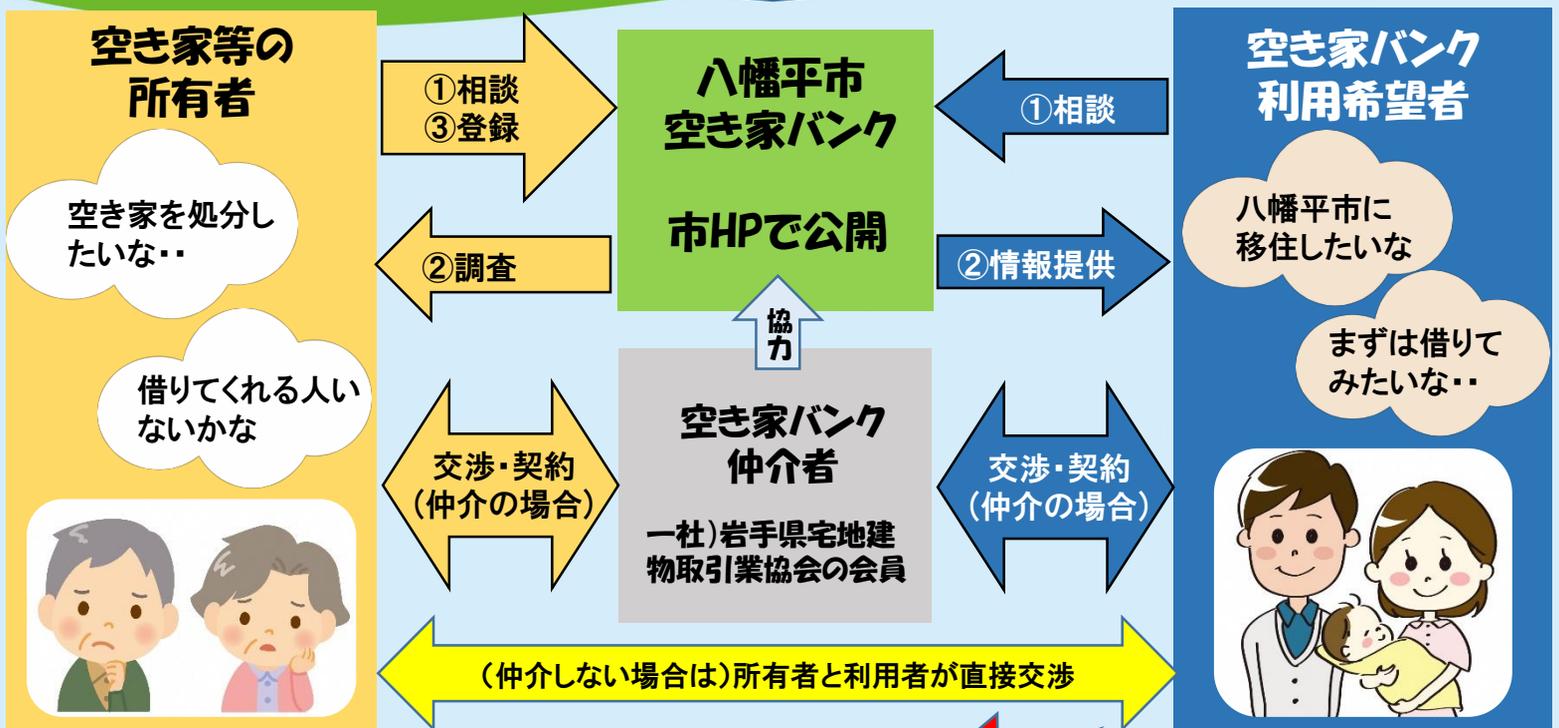
空き家バンク制度のご案内

空き家バンクとは？

八幡平市内の空き家の情報を登録し、ホームページ等により広く周知することで、空き家の利活用を促進する制度です。



空き家バンク登録・利用の流れ



現在、八幡平市では利活用されていない空き家が

790件以上

あり、その中には劣化が進んでいる建物も見受けられ**大きな問題**になっています。

所有者の中には、買い手が見つからない等あきらめを感じている方も多くなっています。

買い手がない...
こうなったら墓場まで持っていく

空き家は放置する。
もうあきらめた...

しかし!

コロナ禍や在宅ワークが増えた影響で
空き家を求める声が
かなり増えてきています。

**空き家の活用で悩んでいる方は
まずお問合せください!**

**お問い合わせ
ください!**

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170
八幡平市役所 まちづくり推進課 定住促進係

TEL:0195-74-2111 MAIL:machi@city.hachimantai.lg.jp

空き家バンク登録に必要な条件・書類



◆空き家バンク登録に必要な要件◆

- ①八幡平市税の滞納がない個人または法人が申請可能。
※法人にあつては不動産仲介業を営む法人を除く。
- ②登録しようとする物件は、市内にある建物のうち、住宅（併用住宅を含む）、店舗、事務所及び倉庫であること。
- ③居住（使用）していない又は近く居住（使用）しなくなる予定の建物。
- ④物件に係る登記等が売買や賃貸契約に支障を及ぼさないこと。
- ⑤家財の片付け等が可能であること。
- ⑥倒壊等著しい危険がないこと。
- ⑦所有者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではなく、物件が事故物件ではないこと。

◆空き家バンクに登録に必要な書類◆

- ① 八幡平市空き家バンク登録申請書
- ② 八幡平市空き家バンク登録カード（様式第2号）
↳【取得先：まちづくり推進課】※市ホームページからもダウンロードできます。
- ③ 「固定資産税課税明細書」（登録物件に係る直近年度のもの）
または「固定資産資産証明書」（登録物件に係る直近のもの）
- ④ 「納税証明書」（八幡平市税を滞納していないことがわかるもの）
↳【取得先：税務課、西根総合支所、安代総合支所】※コピー提出も可。
- ⑤ 土地、建物の所有権を証明できるもの
登記が完了している場合は「登記事項証明書」
または「登記識別情報通知の写し」
ただし、登記が完了していない場合は「固定資産資産証明書」
↳【取得先：法務局または税務課（固定資産資産証明書）】※コピー提出も可。